

議案第148号

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害福祉サービス事業者における諸記録について電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例（第89条－第91条）」を
「第9章 多機能型に関する特例（第89条－第91条）
第10章 雑則（第92条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。